

審 査 基 準：

1 所持目的

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項各号の「用途に供するため」とは、当該用途に供しようという主観的意図の具備にとどまらず、当該用途に供することの適法性、実現可能性等も伴うものであることを要する。
したがって、例えば次のような場合は、許可されない。

- 当該用途に係る業務等が他の法令等により許されない場合
- 申請者が当該用途に係る業務等に携わることが他の法令等により許されない場合
- 当該用途に係る業務等の実施計画が具体化していない場合
- 標的射撃の用途に係るクロスボウの所持許可申請において、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第82条の4の基準を満たす危害予防上必要な措置が執られている場所を確保する具体的計画がないなど、当該用途での使用が具体化していない場合

- (2) 法第4条第1項第9号の「これに類する催し」とは、申請に係る催しが博覧会と同様、期間を限って開催されるものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。

- (3) 法第4条第1項第10号の「これに類する施設」とは、申請に係る施設が博物館と同様、常設的なものであること、公開性を有するものであること等を必要とする趣旨である。

2 物的基準

許可申請に係る銃砲等又は刀剣類が、法定の欠格要件に該当しないものであるほか、1（1）との関係上、当該用途に供するための機能が備わっており、かつ、当該用途に供する上で不必要に過大な機能が備わっていない等、当該用途に供することが、社会通念上許容されるものであることを必要とする。

3 人的基準

法定の欠格事由のうち、

- (1) 法第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

- (2) 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注1 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。

注2 暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げるものをいう。

- (3) 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けようとする者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持の許可を受けようとする者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

- (4) 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合に限り、許可するものとする。